

# 平成28年第4回定例会議事日程（第1号）

平成28年12月2日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第65号 吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第66号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第67号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第68号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第69号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第8 議案第70号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第71号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第72号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第73号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第74号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）建築工事）
- 日程第13 議案第75号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事）
- 日程第14 議案第76号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事）

## 会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	12月2日	金	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決
第2日	3日	土	休会		
第3日	4日	日	休会		
第4日	5日	月	考案日		
第5日	6日	火	考案日		
第6日	7日	水	考案日		
第7日	8日	木	本会議	午前10時	質疑、討論、採決 又は委員会付託
第8日	9日	金	考案日		
第9日	10日	土	休会		
第10日	11日	日	休会		
第11日	12日	月	考案日		
第12日	13日	火	委員会	午前10時	福祉産業建設委員会
第13日	14日	水	委員会	午前10時	総務文教委員会
第14日	15日	木	考案日		
第15日	16日	金	本会議	午前10時	一般質問
第16日	17日	土	休会		
第17日	18日	日	休会		
第18日	19日	月	考案日		

第 19 日	20日	火	本会議	午前10時	委員長報告 質疑、討論、採決 閉会
--------	-----	---	-----	-------	-------------------------

平成28年第4回吉富町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成28年12月2日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 12月2日 10時00分  
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明  
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦  
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子  
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋  
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 今富壽一郎 会計管理者 田中 修  
 条の規定により説明 教 育 長 園田 陽一 住 民 課 長 瀬口 浩  
 のため会議に出席し 総 務 課 長 守口 英伸 健康福祉課長 上西 裕  
 た者の職氏名 企画財政課長 奥田 健一 産業建設課長 赤尾 慎一  
 税 務 課 長 峯本 安昭 上下水道課長 赤尾 肇一  
 教 務 課 長 江河 厚志

本会議に職務のため 局 長 奥邨 厚志  
 出席した者の職氏名 書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、おはようございます。

開会前に議長よりお願いがございます。傍聴者を含めて、議場内で携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしてください。お願いします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しています。

ただいまから、平成28年第4回吉富町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表案のとおり本日から、12月20日までの19日間にいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月20日の19日間と決定いたしました。

これから、議事に入ります。

---

#### 日程第3. 議案第65号 吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

#### 日程第4. 議案第66号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第5. 議案第67号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第6. 議案第68号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第7. 議案第69号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

#### 日程第8. 議案第70号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

#### 日程第9. 議案第71号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

日程第10. 議案第72号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

について

日程第11. 議案第73号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第12. 議案第74号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町  
営別府団地建設工事（1期工事）建築工事）

日程第13. 議案第75号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町  
営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事）

日程第14. 議案第76号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町  
営別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事）

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第65号から日程第14、議案第76号までの12案件を一括議題にいたします。

なお、議案第65号から議案第73号については、提案理由の説明だけにとどめます。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第65号、吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議案第66号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号、吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号、平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について、議案第70号、平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第71号、平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号、平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第73号、平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第74号、工事請負契約の締結について（平成28年度から29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）建築工事）、議案第75号、工事請負契約の締結について（平成28年度から29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事）、議案第76号、工事請負契約の締結について（平成28年度から29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事）、以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことに、ありがとうございます。

この度の定例会には、条例案件4件、予算案件5件、契約案件3件の計12案件について、御

提案し、御審議をお願いするものであります。

議案第65号は、吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会委員の選出方法が改められるとともに、農地利用最適化推進委員を置くこととされたため、それぞれの委員の定数を定める条例を新たに制定し、関係する条例の廃止及び一部改正を行うものであります。

議案第66号は、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、当該法律を引用している条項にずれが生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第67号は、吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する等の法律に規定する、町民税の延滞金計算の見直し、及び所得税法等の一部を改正する法律に規定する、町民税の課税に係る特例を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第68号は、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

所得税法等の一部を改正する法律に規定する、国民健康保険税の課税に係る特例を行うため本条例の一部を改正するものであります。

議案第69号は、平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ2億7,522万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,932万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、11款分担金及び負担金、1項負担金で、保育料の減による児童福祉費負担金237万5,000円の減額。

18款1項繰越金で、前年度繰越金5,836万8,000円の増額。

20款1項町債で、役場庁舎増改築事業の財源として、緊急防災・減災事業債7,980万円の増、同じく一般単独事業債1億2,780万円の増額であります。

歳出の主なものは、2款総務費1項総務管理費で、役場庁舎増改築工事の事業費として、財産管理費2億3,125万円の増額。なお、この役場庁舎増改築工事業費は、補正予算書第2条で、全額繰越明許費の設定を行っております。

3款民生費、2項児童福祉費で、保育所委託料1,432万6,000円の増額。

6款農林水産業費、2項水産業費で吉富漁港内用地整地工事1,300万円の増額。

10款教育費、3項中学校費で、地方交付税の中学校費の豊前市分の繰出金1,115万9,000円の増額などあります。

議案第70号は、平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ6,449万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,052万円とするものであります。

歳入の主なものは、4款1項療養給付費等交付金で、1,204万円の増額。

7款1項共同事業交付金で、1,950万6,000円の増額。

9款繰入金、1項基金繰入金で1,539万4,000円の増額。

10款1項繰越金で、前年度繰越金1,808万7,000円の増額。

歳出の主なものは、2款保険給付費、1項療養諸費で4,241万4,000円の増額、同じく2項高額療養費で3,120万3,000円の増額などであります。

議案第71号は、平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ65万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,678万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、3款繰入金、1項一般会計繰入金で、121万1,000円の減額。

歳出の主なものは、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金で、93万1,000円の減額であります。

議案第72号は、平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,964万4,000円とするものであります。

歳入では、4款1項繰入金で5万2,000円の増額。

歳出では、2款1項事業費で職員共済組合納付金5万2,000円の増額です。

議案第73号は、平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的支出に9万7,000円を追加し、収益的支出総額を1億3,298万6,000円とするものであります。

2款水道事業費、1項営業費用で、賞与引当金繰入額5万6,000円の増。職員共済組合納付金4万1,000円の増額であります。

議案第74号は、工事請負契約の締結についてであります。

平成28年度から平成29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）建築工事について、去る11月25日に入札会を行い、鉄建建設株式会社九州支店が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議



決を求めるものであります。

議案第75号は、工事請負契約の締結についてであります。

平成28年度から平成29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事について、去る11月25日に入札会を行い、西部電気工業株式会社北九州支店が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号は、工事請負契約の締結についてであります。

平成28年度から平成29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事について、去る11月25日に入札会を行い、株式会社きたせつ日豊営業所が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提案理由の説明が終わりました。

議事を続けます。

---

**日程第12. 議案第74号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）建築工事）**

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第74号、工事請負契約の締結について、平成28年度から29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）建築工事を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） それでは、議案第74号、工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

なお、お手元資料、ナンバー3、ページ、1ページもあわせて御参照お願いします。

まず、工事名でございますが、平成28年度から29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）建築工事でございます。

工事場所は、吉富町大字別府293番地。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、6億3,180万円。うち取引に係る消費税額及び地方消費税4,680万円です。

契約の相手方は、福岡県福岡市中央区荒戸二丁目1番5号、鉄建建設株式会社九州支店、執行役員支店長城本政雄。

吉富町営別府団地建設工事（1期工事）建築工事を施工するに当たり、平成28年11月25日に指名競争入札を実施した結果、鉄建建設株式会社九州支店が落札をいたしました。

その者と、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議方、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。また、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は挙手をして、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを、必ず、お守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、担当課長から説明がありました。説明というか、この文章を読んだのをお聞きさしていただきました。

根本的なことをお聞きしたい。今回、初日即決という、この早める理由は何なんですか。その早める根拠は何ですか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この工事は、大規模な工事となりまして、複数年の契約となります。

工期もですね、平成30年2月28日が工期となっておりますので、1日も早く契約をし、工事に取りかかっていたきたい。それが大きな理由でございます。

以上でございます。（「根拠」と呼ぶ者あり）

はい、根拠でございますが、それが、理由であり根拠でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、説明の中で、大規模な工事とありました。

そのために、議決をいただきたいということですよ。議決をするということは、どういうことかということ、議員の方に納得のいく数字で入札ができた、契約内容もそうだし、計画もそうだというようなことが、納得がいけるような資料、それなりに説明、そういうものが必要だろうと思います。

初日に即決という理由が、今の答弁では、なかなか納得はいかないんですが、さらなる答弁ありますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど申し上げたとおり、平成30年2月28日までに、工事を終えたいという、その理由でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ですからね、そうじゃないでしょ。

きょう、初日の提案で、即決という理由がわからないんですよ。平成30年の2月までには、何とかしたいんだけど、きょう1日でそれを通せと言うのは、なかなか難しいんじゃないんですか。だから、その理由を言ってください。

結局、最終的な30年の2月までに間に合わせるためだと言いましたが、それだけじゃないでしょ。要するに、きょう決めんといかんちゅことあるんですか。まだ、これじゃなかなかわかりません。わからんのですよね、もうちょっと、資料をそろえて説明を、質問をたくさんできるように、仕立てるんじゃないんですか。このままでいいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

今回の議案提出をさせていただきましたが、まず、工事名、工事場所、契約方法、契約金額、相手方の説明のみとなっておりますので、それ以上、それ以下でもございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あのね、今、僕が聞いているのは、それ以上でも、それ以下でもない契約案件なんで、そうですよというのは、それはわかった。それはわかっているんです。

わかっているんやけど、初日に何で持ってくる必要があるのかっていう話なんです。ね、わかる。

あのね、この別府団地というのは、今回、緊急性があって始めたものじゃないよね。思いつきで始めたんじゃないということよね、これたしか、長寿命化計画に基づいて、財政計画の裏づけがあって、総合計画に基づいてやっているんです。

ということで、私たちは今まで審議をしてきて、数々の予算案件を通してきた。ということは、計画に基づいてやっているものが、なぜ、きょうになるのか、という話なんです。

初日でなければいけない理由がどこにあるんかちゅ話なんです。計画に基づいているなら、ちゃんと12月議会の日程の中に入っているんじゃないの。

もしくは、どうしても急がないといけない理由があるのであれば、つい先日こそ、29日、11月29日に臨時会があった。そこで出してよかったんじゃないか、ね。

だから、そのね、なぜきょうなのか、きょう通さないといけないのか、という理由を教えてくださいとさっきから言ってます。

それとね、この契約、入札結果を見る限り、これ一社。ほかは全部辞退。これ多分、指名の理由というのがあるはずなんです、その指名の理由と、この一社でも入札が成立するのかどうか、その理由と根拠、この3つを合わせて、御質問します。

今、3つ言いましたんで、3つとも答えてもらってください。（「議長、暫時休憩いいですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） はい。

暫時休憩、いたします。

10時40分から再開いたします。

午前10時28分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き再開いたします。健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） 指名の理由についてのお答えをさせていただきます。

指名の理由でございますが、平成28年度指名願の提出があったもののうち、町長が定める選考基準を満たす14社を指名したわけでございます。

1社でも成立するののかという御質問でございますが、地方財務実務提要の中に、「公告または通知に入札者が1名の場合は入札を行わない旨を提示していない限り、入札は行わなければならない」という文言がございます。それが根拠になっておりますので、1社でも成り立っております。

そして、当初11月29日の臨時会に上程できたということで予定を組んでおりましたが、入札会が25日になっております。25日に入札して、それから仮契約の契約書を業者のほうがつくって来ます。それが、29日に間に合わなかったんで、今回、こういうような形にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、理由をやっと述べてもらいました。先ほどから言ってるように、なぜきょうでなければいけないのかという理由を、僕は聞いているわけなんです、わかる。今、やっと言ってもらえました。仮契約をしたけど、仮契約書が届かなかったと。以前、何かの契約

の時には、その日のうちに持って来たりとか何かすごいことしてたけど、今回はこれができなかったんでしょう。これが普通なんかもかもしれませんね。

それが初日に早めた理由というのはわかりました。29日であったものが、どうしても、これで数日間おくれをとっていると。だから、きょう、早くにやって次に進めたいということの理由なんでしょう。

今、指名理由とかのも聞きました。1社でも入札できるのかという話もききました。これは成立すると。1社限りだとこれが不成立となるという提示をしていない限りは応じなければいけないということだと思います。そこもわかりました。

今、その中で仮契約という話が出ました。仮契約というものは法とか条例に基づくものなんでしょうか。仮契約を結ぶという行為自体が。例えば、極端な例ですよ、きょうこれが契約案件、これが例えば否決された時に、この仮契約というのはどうなるんでしょうか。町が何か責任を負うんでしょうか。何かそういうことがあるんでしょうか。それが、何か法か何かに基づく根拠があるんでしょうか。

もう一つ、私の3間なんで、もう1個いきますよ、済いませんね。工事を、今回、これ分割してます、3つに。先日、ちょっと若干は聞きましたけど、いまいちよくわからない。分割をした理由。それと、その根拠。それを合わせてお聞きしたいんですが。

あと一つ、先ほど町長の説明で鉄建建設さんという方が、今回、落札されてるんですが、私、これ、建設業界疎いんで、有名な会社なのかもしれません。ちょっとわからないんで、この業者の最近の実績とか、そういうものがわかりましたら。

町内で工事やられてるんならそれが一番いいんですが、やられてないんであれば、近隣とか何かどこかでこういうことをやった会社なんですよとか。この業者さんがわからないことには、信用できるかどうかというのはわかりづらいんで。きょう即決なんで。もうちょっと、これが来週とか言うんなら、それまでに僕たちが調べるべきなんでしょうけど、ちょっとその辺わかれば。これ有名な会社なんでしょうけど、済いません、その辺3つ、済いません、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 仮契約と今回の議決についてです。今の仮契約でございますが、この契約は、議会の議決すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決または地方自治法第1条の規定による専決処分があった旨を契約の相手方に通知した時は、この効力が生じるものとなっておりますので、仮契約の文面でもそういう文面があります。議決並びに専決をしなければ、この契約は無効ですというそういう意味でございます。

分割発注の理由でございます。分割発注した理由は、国からは公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が示されております。この指針では「工事の性格または種別、

発注者の体制、全体のコスト等を考慮し、また、専門工事業者の育成を資することも踏まえ、分離発注が合理的と認められる場合には活用に努める」とされております。

これらを含め、今回、入念に検討をいたしました。分離発注方式は、その分野の豊富な経験と技術力を持つ専門工事業者が施工するための工事の品質が保証され、責任の所在が明らかになり、維持管理、メンテナンスの面でも迅速な対応が図れるなどのメリットがございます。

なお、福岡県が発注する建築工事でも、多くは建築、電気設備、機械設備で分離発注をしており、今回の工事規模からみれば分離発注が適切と判断いたしましたので、分離発注をいたした次第でございます。

なお、鉄建建設さんでございますが、業界用語でございますが、スーパーゼネコンが全国に5社、準大手が6社、中堅ゼネコンが9社となっております。鉄建建設株式会社は、この中堅ゼネコンに当たる大きな会社でございます。

聞くとおっしゃるとおり、博多駅の改修工事、そういう近隣の集合住宅ですかね。そういうのを手がけたと聞いております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、指名競争入札ということなんですが、一般競争入札にできなかった理由。今、電子入札の時代なんですが、一般競争入札にできなかった理由と、今回、落札額が高いんですけども、最低制限価格は設けたのかどうか。まず、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

吉富町は、現状では指名競争入札を採用しておりますので、それに倣って指名競争入札を行っております。

なお、最低制限価格でございますが、これは吉富町としては導入していないので、今回も導入はいたしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、それこそ慣例というんですか。ずっとこれから指名競争入札。一般競争入札については考えられないということなんでしょうか。全国的には、電子入札を取り入れてる所、かなりあると思うんですけども、そういう方針でいかれるということなんでしょうか。

それが1点と、もう一つ、先ほどから議論されていますように1社ですよ。1社で、法律には確かにふれないかもしれませんが、非常に異常な事態だと思うんです。中止してもう1回やり

返るというようなことは考えられなかったのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

私から、今後のことについてはわかりません。

そして、1社だったから入札を中止ちゅうことをございますが、先ほどお答えしたとおり、地方財務実務提要によると、公告文または通知に1社の場合は入札はいたしませんよ。その文言を明示しておりませんので、入札は成立いたします。

そして、私たちも、せつかく14社御指名をさしてもらったんですから、14社に来て、参加してもらいたかったんですけど、一応、辞退の理由というのは、中には詳しいことを書いてきております。各社それぞれでございますが、この予定価格では工事ができない。それと、専任技術者の配置ができないと、そういうような回答をもらっております。

工事関係者にいろいろ聞くと、今、熊本地震等でたくさん仕事が、今、どんどん出てるそうですから、なかなかその技術者の配置ちゅうのが難しいものとなっておりますという、そういうことを聞いております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 中止してやり返ることなんですけれども、今の課長答弁聞きましたが、中止をしてやり返ることは可能ではあったんですよ。その辺がもう1回聞かせていただきたいというのと、今後のこと、今回のことを考える上で、今後のことも大事なので、一般競争入札の導入についての今後の方針。今、どのようにお考えなのか、町長、答弁お願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長、答弁。

○町長（今富壽一郎君） 今回の入札で、1社で中止することが可能ではなかったのかというような御質問ですが、先ほどから課長が答弁しておりますとおり、1社の場合中止するという特記がなければ、1社でもやらなければならないというふうになっております。

それから、今後の一般競争入札制度を活用しないのかということですが、数年前に、本町でも一般競争入札を試行的に実施をいたしたことがあります。そのときに本町の予算規模では、なかなか業者が興味を示さなかったのではなかろうかということで、一般競争入札を実施いたしましたが、不成立に終わりました。

そのときの経験をもとに、今後、当分の間は指名競争入札を採用していこうということで決定をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（7番 是石 利彦君） 議長。

○議長（若山 征洋君） はい。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとお時間いただきたい。休憩、休憩をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 休憩。

○議員（7番 是石 利彦君） 採決に入る前に。暫時休憩をお願いします。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、5分間だけ暫時休憩しましょう。再開は11時。

時間ないよ。協議するなら早く行かんと。

午前10時55分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

再度、申し上げます。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員席2番、山本です。

今、この質疑をいろいろ行いました。この契約内容、1社で成立と、その点のとか内容は、鉄建建設さんの規模とかそういうのはよくわかりました。それについて、私は何も言うつもりはありませんし、大変いいことではないかなと思います。

ただ、先ほども述べたように、この別府団地というのは、吉富町が掲げる総合計画並びに財政計画の裏づけ、そして長寿命化計画というこういう計画に基づいてやっているという前提で、我々はずっと審議を行っております。

ということは、町としては本来定例会を前提とした予算組、計画組をするのが、本来ではないでしょうか。それを、例えば11月29日の臨時会に間に合わなかったと。臨時会というものが



最初から計画の中にあるのでしょうか。それを前提に組んでいたというのであれば、そこもまたおかしいのではないかなど。

さらに、今回の定例会の初日に持ってくる。こういうふうに計画性のないような姿に見受けられることから、私はこの契約案件に関しては、その部分において賛成することができないと反対いたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 14業者中13業者が辞退するという今回の入札です。もうこれは競争の体をなしていません。このことが法にはふれず、やり返が不可能であったとしても、住民の理解は到底得られないと考えます。今回の入札の不十分さを指摘したいと思います。

合わせて、別府団地の建てかえに異論はありませんが、今回の事業内容には疑問があります。よって、本議案に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今契約を定例会を目途に承認を得るようなだったんだけど、臨時が開かれて、それに間に合えばということであったというふうに理解し、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 反対討論いたします。

もともとこの別府団地の建てかえは賛成であります。その建物の内容について十分な審議がされてないし、私の支持する方々からの声も、町民の声も反映されていないのではないかという疑問が残っております。

そういう理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 賛成6、多数であります。よって、議案第74号工事請負契約の締結について（平成28年度から29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）建築工事）は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第75号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町  
営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事）

○議長（若山 征洋君） 続いて、日程第13、議案第75号工事請負契約の締結について（平成28年度から29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） では、議案第75号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。お手元の資料、ナンバー3の2ページもあわせて御参照願います。

まず、工事名でございますが、平成28年度から29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事でございます。

工事場所は、吉富町大字別府293番地。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、7,182万円。内取引に係る消費税及び地方消費税532万円です。

契約の相手方は、福岡県北九州市小倉北区江南町7-3、西部電気工業株式会社北九州支店支店長板井清記です。

吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事を施工するに当たり、平成28年11月25日に指名競争入札を実施した結果、西部電気工業株式会社北九州支店が落札をいたしました。

その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定による議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議方お願いいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この入札、今度は電気設備工事ということになってます。この西部電気工業株式会社ですか。こちらについても、先ほどの落札業者と同じように、近隣で実績とか、何かそういうものがありましたら教えてください。

それと、先ほどの時の質問で、ちょっとわかりづらかったんで、もう1点同じこと聞きますが、仮契約の時には議会の議決を得なければ無効となる有無をうたってるということを、先ほど説明されました。

私、質問の時に、そのときに町が負う責任とかは発生しないんですかということも、あわせて聞いてたんですが、そこを答えてなかったんで、それを確認をさしてください。その2点お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

契約の相手方でございますが、公共工事に実績のある会社でございます。

そして、契約のことでございますが、仮契約の契約書にその条文を入れてますので、特段町としての損害はないと理解しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。今、公共関係に何か実績があると言われた。例えば、どここの町がこういうふうになってますとか、何かちょっと具体的なやつで。そうすると想像しやすいんです。こういう分離発注というのは今までないんで、どういう部分のこと言ってるかがよくわかりづらいんですよ。そこ教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

私の記憶の中じゃあ、公共の図書館とかですね。そういう公共施設の電気工事をしたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 課長。例えば行橋とか、豊前とか。

○健康福祉課長（上西 裕君） どここの工事をしたちゅうのは、私、今のところ記憶にございませんが、公共工事をしたということでございまして、町が定める入札資格に該当してる会社でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 予定価格は事前公表をしてあったのかどうかということが1点と、先ほども3回目だったので言えなかったんですけど、今回も辞退している業者が4つ、10のうち4つですよ。

先ほど1社だったらやり返るということをきちんと明記してなかったから、やり返ることはできないのだからおっしゃたんですけども、今後の方針として、指名する時にそういうことを明記してあったらいいという。1社だったらやり返るということを明記していればいいというふうに、私は先ほどやり返が可能だということを理解したんですけど、こんなふうに次の案件も辞退してる所が4つ出てます。

きちんと1社だったら、もう競争ではないですよ。やり返るということを明記するというような方針っていうか、検討していただけるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 予定価格は公表しております。以上です。

次の御質問ですが、私が、今、ここでどうのこうの言う立場じゃございませんので、また、それをまた検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、町長、答弁できますか。町長。

○町長（今富壽一郎君） 今後、1社の場合にどうするかということですが、まだ、そういうことはどういうふうにするかということは考えておりません。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） さっきのことを持ち返すのは悪いので……。

今、考えてないということなんですけれども、入札を考えるに当たって、住民の理解がよく得られるようにするためには、それは、そういった事例があったとすれば、それを教訓にして考えるべきだと思うんです。

今、考えてないということなんですけど、じゃあ、少なくとも検討はしていただけるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さんのお手元にあります資料の3の1を見ていただきたいと思います。14社中13社が辞退をし、たまたま1社が入札に応じた。

落札金額を見ていただきたいんですが、私は、これでも十二分に競争原理は働いてる、いうふうに思っております。入札に応じた1社の方も、ほかの方々が辞退したということは、入札会場に入って、時間が来た時でなければわかりません。

それから、今の入札制度は、ただ1枚の札を入れるだけではなくて、入れた札と別途用意した明細書が、きちっと金額等が合わなければ失格になりますので、事前に検討をして、しっかりと明細書をつくって、金額を積み上げてきて入札に参加をしております。だから、十分競争は働いてるというふうに考えております。

今後については、まだ、いろんなことは考えておりません。今は業者さんが一生懸命入札に応じていただいて、いい入札ができたというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目ですよ。

○議員（8番 岸本加代子君） さっき、町長の答弁の語尾がはっきりしなかったんですけれども、では、今回の事態を受けても検討するというふうにはならないということですね。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回の結果を見て、検討をしなければならないというふうには受け取ってはおりません。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど私が聞いた時に、この業者さんがどういうところかわからない。近隣の公共施設でやられてるということでお聞きしたんですが、図書館とかですね。

指名委員会のほうというか、指名願を出す時に、多分そういうふうな選考をされてるんだろうと思うんです。この吉富町建設業者指名登録選考審査委員会というやつですね。多分それを諮った上で、十分そこが大丈夫な所を選ばれているんだと思います。

と、と思いますが、そこで1点聞きたいんですが、先ほど、指名理由についてお聞きした時に、入札指名願提出業者のうちから町長が選ばれるというふうな説明をされました。前回の議会やったかな、総務課長が、今後の工事に関しては指名委員会を諮ってするといふようなことを、確か説明されたと思うんです。この指名委員会を。

総務課長じゃなかったかね。今後の工事とかに関しては、入札に関しては、建設業者指名登録選考審査委員会かな、を諮ってするとか何とかいうふうに、へえーと思って聞いてたんですが、今回、それをされたのか。

町長が選ぶ前に、それがされたのかというのが1点と、あと、前によく言われてたんがP点とか、工事業者の格付っていうのか、あれのP点とか、Aランクとか何とかいうのをいろいろ何回か聞いたんですが、今回もそういう選び方やったのか。ちょっとその辺がわかりづらいんで、その辺を教えてほしいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

吉富町指名業者選考委員会ですかね。それにおかけしました。その中でかけました。それは、吉富町入札参加資格を有する業者とかですね。総合評点、P点と言います。そして、経営状況分析評点、これをY点と言います。これが業者のそういう評価点でございまして、その中から選考基準を満たす業者を選定し、最終的には町長に決裁をもらって、入札をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第74号と同様の意見として反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、100%、つまり予定価格そのものを入札金額とした業者があります。ここに競争の意思は見られず、談合の疑いを払拭できません。

また、事業内容に、先ほど言いましたけれども、事業内容に疑問があります。これが2点目です。

さらに、入札の参加者が1社のみ競争入札を、住民の皆さんが納得するとは到底思えません。こういう事態に遭遇しても改善しようという意思が執行部に見られませんでした。

この3点の理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 賛成6、多数であります。よって、議案第75号工事請負契約の締結について（平成28年度から29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事）は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14. 議案第76号 工事請負契約の締結について（平成28年度～29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事）**

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第14、議案第76号工事請負契約の締結について（平成28年度から29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） それでは、議案第76号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。お手元資料、ナンバー3の3ページもあわせてごらん願います。

まず、工事名でございますが、平成28年度から29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事でございます。

工事場所は、吉富町大字別府293番地。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、1億1,131万5,600円。内取引に係る消費税及び地方消費税824万5,600円です。

契約の相手方は、福岡県行橋市北泉5丁目5番6号、株式会社きたせつ日豊営業所日豊営業所長太田忠勝。

吉富町営別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事を施工するに当たりまして、平成28年11月25日に指名競争入札を実施した結果、株式会社きたせつ日豊営業所が落札をいたしました。

その者と工事請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議方お願いいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、これ機械設備工事となっております。このきたせつさんという会社、行橋なんでかなり近い所の会社みたいですから、町内で何か実績があるか。例えば吉富町でどここの施設を機械を扱ったとか、何かそういうのが。町内じゃない、公共施設じゃないでもいい。何かこの近辺で、そういう実績がもしわかるのであれば、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

契約の相手方は、公共工事実績のある会社でございます。私の記憶してる範疇でございましたら、みやこ町の公営住宅とか、行橋近辺の公共工事をしてると聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、先ほどの指名理由というやつですが、実は、下の産業建設課のほうで指名の内容をちょっと見さしてもらったんですが、平成28年度入札指名願提出業者のうち、指名登録選考審査会の承認を受けた業者から選定じゃったかな。これ違うか、管理業務か。今回、違うか。

吉富町建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱第7条の規定により、選考された業者

の中から、町長が選定するというふうに指名理由が書かれておりました。

それで、ちょっと私、わからない。この選定要綱第7条の規定というのはどういうものなんですかね。私、今まで気づかなかったんで、申しわけない。ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

吉富町建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱でございます。第7条で、業者の選定について書かれております。発注する工事に応じた工事経歴の有無、業者の施工能力、経営状況、そういうことから選定しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第74号、75号と同様の意見で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 賛成討論をいたします。

今回の工事契約については、予算のほうからも私たちは認めてまいりました。今回、締結されたならば、一刻も早い完成を願うところでございますが、担当課だけではできないところが多々あると思います。例えば道路に関しては産業建設課、水道に関しては上下水道課。そういうところが多分にありますので、各課が連携を取りながら一刻も早い完成を願い、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、4業者で行われた競争入札で、入札金額が予定価格の99.54%から94%になっています。果たして競争が行われたのか。これについても談合の疑惑を払拭できません。

あと75号と同じ理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立6、多数であります。よって、議案第76号工事請負契約の締結について（平成28年度から29年度吉富町宮別府団地建設工事（1期工事）機械設備工事）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時28分散会

---